

第 1 審査会の結論

福島県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成 22 年 2 月 24 日付け 21 教経第 888 号で行った、存否応答拒否による公文書不開示決定は妥当である。

第 2 異議申立てに係る経過

1 異議申立人は平成 22 年 2 月 10 日付けで、福島県情報公開条例（平成 12 年福島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対して

「平成 年 月 日、同月 日、および同月 日に行われた、福島県立 高等学校教諭（当時） に対する、福島県教育庁学校経営支援課主幹（県立学校担当） （当時）および同行の同課管理主事 （当時）による事情聴取等の記録、ならびにその際の出張関係書類および報告文書等のその事情聴取等に関連する文書の全て。

同年 月から 月ころに行われた、福島県立 高等学校教諭 氏（当時）および福島県立 高等学校教諭 に対する福島県教育庁学校経営支援課による事情聴取等の記録、ならびにその際の出張関係書類および報告文書等のその事情聴取等に関連する文書の全て。（他の問題についての の事情聴取の中で、全く別の問題である の事情聴取に至る情報提供がなされたと前述の が説明しているため。）

および に関して、問題の処理等についての記録及び報告文書の他、作成された文書、提出された文書等の全て。」との内容で開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 これに対して実施機関は、平成 22 年 2 月 24 日付けで、条例第 10 条を適用し、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるため。」との理由を付して、存否を明らかにしないで不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立人は、平成 22 年 4 月 22 日付けで、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立書を提出した。

4 これに対して実施機関は、平成 22 年 5 月 19 日付けで、福島県教育委員会指令教経第 91 号により補正を求め、異議申立人は平成 22 年 6 月 14 日付けで補正書を提出しその補正を行ったが、実施機関は更に平成 22 年 6 月 22 日付けで再補正を求め、異議申立人は平成 22 年 7 月 15 日付けで再補正書を提出してその再補正を行った。

異議申立人は更に 12 月 12 日付けで再補正書を提出している。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、対象となる公文書の開示を求めるというものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述を総合すると次のとおりである。

異議申立人が開示を求めている公文書は、県立学校教員の非違行為と疑われることに関する情報が記載されている文書であり、これらは以下のような理由により開示されるべきである。

(1) 本件開示請求と同時にを行った自己情報開示請求の結果開示された情報より、対象となる公文書が存在することは明らかであり、月刊誌の報道や異議申立人が当事者として関わってきた経緯から、事情聴取等が行われたことは事実である。

また、明らかに知り得ている情報を基に個人名を特定して本件開示請求を行ったことを理由に、条例第10条を根拠として対象公文書が存在するかどうかを示さずに不開示とすることには合理性がない。

(2) 本件開示請求で開示を求めている公文書は、県立学校教諭の重大な非違行為の疑いに関する情報であるから、もし仮にこれらの情報が隠蔽されているようなことがあれば不適切な状況である。これを公開することは県民への説明責任を果たすことであり、生徒や同僚の生命、健康、生活に関わる安心を保障することであるから、不開示により保護される個人の利益に勝る公益上の理由が存在する。

仮にこれらの情報に条例第7条第2号本文及び同条第6号に規定される不開示情報が含まれるとしても、条例第7条第2号ただし書イの人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当するとともに、条例第9条の公益上の理由による裁量的開示に該当する。

(3) 県立学校教員の重大な非違行為については、起訴や立件されていなくても実施機関から実名で公にされることが慣行であり、また今回の非違行為については月刊誌により報道されており、記事の内容を新聞の教員の人事異動と照合するなどすれば、関係する学校名や該当する教員が容易に特定可能であることから、条例第7条第2号ただし書アの法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当する。

(4) 本件開示請求で開示を求めている公文書は、実施機関の担当職員が出張して事情聴取等を行って作成されていることから、条例第7条第2号ただし書ウの職務遂行に係る情報に該当する。

(5) 本件開示請求で開示を求めている公文書は、県立学校教員が実施機関により何らかの不適切な行為をしたと判断されているかどうかに関わるものであるから、いわゆる人事管理に係る事務以前の問題であり、また、関係する教員らに人事異動要綱等に沿わない人事異動が内示されたりしており、条例第7条第6号を根拠として全て不開示とすることは不当である。

(6) 本件開示請求で開示を求めている公文書に、仮に不開示情報が含まれているとしても、その部分を具体的に指摘することなくすべてを不開示とすることは、条例の不適切な解釈であり不当であるので、条例第8条に基づき不開示情報が含まれる部

分を指摘した上で、当該部分を除いて、対象公文書は部分開示されなければならない。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件対象公文書を不開示とした理由は、不開示決定理由説明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

異議申立人が開示を求めている文書は、仮に存在するとすれば、複数の県立学校教員に対して実施したとされる事情聴取記録及びその関連文書であり、これらは以下のような理由から存否を明らかにせず不開示とした。

(1) 事情聴取は一般に教員に非違行為があったという可能性がある場合に実施されるものであり、その結果によっては懲戒処分が課せられる。

本件開示請求は個人を特定した請求であるため、対象となる公文書が仮にあるとすれば当該公文書の性格上、条例第7条第2号本文の「特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」に該当するとともに、そのただし書のいずれにも該当せず、また、条例第7条第6号の「人事管理に係る事務」にも該当し、存在するか否かを明らかにしただけでこれらの不開示情報を開示することとなることから、条例第10条を適用し存否を答えず不開示とした。

(2) 異議申立人は「県立学校教員の非違行為と疑われることに関する情報が記載されている文書」であるから条例7条第2号ただし書イや条例第9条の公益上の理由による裁量的開示に該当すると主張するが、不開示により保護される利益に勝る公益上の理由が存在するとは言えない。

(3) 異議申立人は、自身が知り得ている情報が記載されている文書であるから本件処分は不当であると主張しているが、公文書開示請求制度は条例第5条により、何人に対しても等しく公文書を開示するものであり、請求人が誰であっても同様に開示することとなることから、請求者本人の情報であっても不開示情報に該当するものであれば、不開示とすることが妥当である。

(4) 異議申立人は対象となる公文書に記載されている情報は、人事管理に係る事務以前の問題に関する情報であるとし、この情報を理由として人事異動要項等に沿わない異動内示等がなされているため開示すべきであると主張するが、開示すべき要件には該当しない。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 条例第10条該当性について

実施機関は、開示請求があったときは、通常、当該請求に係る公文書の存否を明らかにした上で開示・不開示の決定をし、開示請求者に通知することとなっているが、公文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで不開示情報の規定により保護すべき利益が損なわれることがあることから、そのような情報について本条は、実際に公文書が存在するか否かにかかわらず、常に存否の応答を拒否する旨の決定を

行わなければならないことを規定したものと解される。

本件開示請求は、個人を特定して、当該個人の人事管理に係る事情聴取等の記録とそれに関連する文書の開示を求めるものであり、その存在を答えることは当該個人に対する事情聴取等の事実の有無を答えることと同様であり、条例第7条第2号及び第6号の規定により保護すべき利益が損なわれ、これらの不開示情報を開示することと同様の結果が生じることから、実施機関が本条の規定により存否を明らかにしないでその応答を拒否し、不開示としたことは妥当であると認められる。

なお、本件対象公文書が仮にあるとして、条例に定める不開示条項等に該当するかどうかの判断については以下のとおりである。

(1) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号の趣旨について

本号は、個人の尊厳と基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを最大限に保護する必要がある、プライバシーは、いったん開示されると、当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあることから、特にプライバシーに関する情報については、最大限保護することを目的として規定されたものであると解される。

個人のプライバシーの概念は、法的に未成熟であり、その範囲も個人によって異なり、類型化することが困難であることから、プライバシーを含む個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るような情報が記録されている公文書は、原則として不開示とすることを定めたものであると解される。

本号ただし書は、個人が識別され得る個人情報には、公知の情報や人の生命、財産等を保護するために、公にすることが必要な情報が含まれることもあることから、個人の権利利益を侵害しないもの及び個人の権利利益に優越する公益が認められる場合には、不開示としないことを限定的に定めたものと解される。

また、この条例は請求者のいかなを問わず、開示するかどうかの判断を行うものであるため、個人に関する情報について当該本人が請求した場合であっても、当該情報は本号により不開示となる。

イ 条例第7条第2号本文該当性について

本号本文は、氏名や生年月日などそれ自体として個人を識別できるもの、また、個人識別性のない個人に関する情報であっても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある情報については、条例第3条の趣旨を踏まえて開示することを禁ずる趣旨である。

本件開示請求にかかる情報は、個人に係る懲戒処分等の手続きに関する公文書であるため、個人に関する情報に該当するとともに、個人を特定した請求であるため、当該個人の識別性を有するものであり、本号本文に該当する情報と認められる。

また異議申立人本人に係る情報であるか否かは、請求者のいかなを問わず開示するかどうかの判断を行うという条例の趣旨から判断に影響を及ぼさない。

ウ 条例第7条第2号ただし書該当性について

条例第7条第2号本文に該当する情報であっても、同号ただし書のいずれかに

該当する場合には例外的に開示するものと解される。

まず、ただし書ア「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」の該当性について判断する。

ただし書アは、登記簿に登録されている法人の役員に関する情報や不動産の権利関係に関する情報等法令等の規定により公にされている情報や、叙勲者名簿等慣行として公にされている情報については、一般に公表されている情報であり、場合によっては個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲にとどまるものと考えられることから、これを開示することとしたものである。

本件開示請求にかかる情報は、慣行として公にされる情報ではなく、また現在、一般に公表され何人も知りうる状態におかれている情報であるとは認められないことから、本号ただし書アには該当しない。

次に、ただし書イ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」の該当性について判断する。

ただし書イは、プライバシーを中心とする個人の正当な利益は、その性質上、手厚く保護されるべきであるが、なおこれに優越する公益があるとき、つまり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが公益上必要であると認められる情報については開示することとしたものである。

なお、その判断に当たっては、個人に関する情報の中には、性質上、私生活に少なからぬ影響を及ぼすものがあるので、特に個人の人格的な権利利益の保護に欠けることのないよう慎重な配慮が必要である。

本件開示請求にかかる情報は、公教育の特殊性に鑑みても開示することが公益上必要である情報とは認められないことから、本号ただし書イには該当しない。

最後に、ただし書ウについて判断するが、公務員等の職務の遂行に係る情報は、地方公共団体等の事務又は事業に関する情報であるとともに、当該公務員等の個人の活動に関する情報でもあるが、行政の説明責任を全うする観点から、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び職務遂行に係る部分については、原則開示の取扱いとするものである。

本件開示請求にかかる情報は、懲戒処分の手続き等に係る情報であるため事情聴取を行う実施機関においては職務遂行に係る情報であるが、調査を受ける個人にとってはその身分上の取扱いに関する個人情報であり、職務遂行に係る情報にはあたらないため、本号ただし書のウには該当しない。

## (2) 条例第7条第6号該当性について

本号は、地方公共団体の行う事務又は事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めたものであり、当該事務又は事業の目的達成又は公正かつ適切な執行の確保を図るものである。

ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生じることがあり、特に本号エの人事管理に関する情報の中には、開示すると、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものが多いことからここに例示的に規定されているものである。

本件開示請求にかかる情報は、懲戒処分等の手続きに関連する人事管理に関する情報であり、その性質などから判断して本号に該当する情報と認められる。

(3) 条例第9条該当性について

本条は、不開示情報に該当し、不開示が義務付けられている情報であっても、不開示にすることにより保護される利益に優越する公益上の理由があると認められるときは、実施機関の高度の行政的判断により、裁量的開示を行うことができることを規定したものと解される。

公益上の理由による裁量的開示を行うべきとするには、不開示情報の性質と開示による公益を比較衡量するとともに、公益上特に公開する必要があると認められなければならない。

その際、特に個人に関する情報の場合には、前項(1)アで述べたとおり最大限保護されるよう配慮が必要とされており、公開により不利益を被ることとなる個人の権利利益の保護の要請を十分考慮しなければならない。

本件開示請求にかかる情報は、公教育の特殊性を考慮しても、開示する公益上の理由が、当該個人の権利利益の保護の要請を上回るとは認められないことから、本条には該当しない。

2 条例第8条該当性について

条例第10条が適用されることにより、本条による部分開示を行うことはできない。

3 結論

以上から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成22年 9月 9日	・ 諮問書受付
平成22年 9月13日	・ 実施機関に不開示決定理由説明書の提出を要求
平成22年10月22日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書の提出
平成22年10月25日	・ 異議申立人に不開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に不開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成22年12月22日 (第182回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 審議
平成23年 1月11日	・ 異議申立人が不開示決定理由説明書に対する意見書を提出
平成23年 1月19日 (第183回審査会)	・ 実施機関から不開示決定理由について聴取 ・ 審議
平成23年 5月23日 (第184回審査会)	・ 審議
平成23年 6月20日 (第185回審査会)	・ 異議申立人から不開示決定理由に対する意見を聴取 ・ 審議
平成23年 7月25日 (第186回審査会)	・ 審議
平成23年 8月29日 (第187回審査会)	・ 審議
平成23年 9月21日 (第188回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏名	現職等	備考
金井 光生	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
佐々木廣充	弁護士	会長職務代理者
丹野 豊子	行政書士	
富田 哲	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長
濱田千恵子	NPO法人理事	